



2024年8月30日
九州電力送配電株式会社

令和6年台風第10号により被災されたみなさまに対する託送料金等の特別措置を実施します — 料金の支払期日の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 —

令和6年台風第10号により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの台風により、災害救助法が適用された福岡県、大分県、宮崎県および鹿児島県の市町村において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとし、2024年8月29日、託送供給等約款以外の供給条件、最終保障供給約款以外の供給条件および離島等供給約款以外の供給条件を経済産業大臣に申請し、本日認可（承認）を受けましたので、お知らせいたします。

1 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村

※対象市町村は、別紙1を参照ください。

2 特別措置の内容および申込み方法

特別措置の内容、適用期間、申込み方法等の詳細は別紙2（当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま等）および別紙3（当社と電気のご契約をいただいているお客さま）を参照ください。

以上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。